右

公

告

平成十六年七月二十六日定例告示中.....

示

平成十六年三月三十一日号外第二十七号訓令中.....

入

事 政

:

課 課 開発行為に関する工事の完了......

正

誤

土地区画整理組合の事業計画変更の認可..... 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要......

(都市計画課)

: :

 \equiv

(経営振興課)

(建築住宅課) ...

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

青森県告示第五百五十一号

図書類の指定.....

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる

告

示

目

次

生活保護法による介護機関の指定......

第二千三百七十一号

称

作発 者行)

(名製

該当条項

平成十六年(金曜日)

双葉社

第十二条第一 健全育成条例

項第一号該当

コアマガジン

青森県青少年

二六四六 番指 号定 三层 三二型 書籍 種別 九月号 九月号 七/三〇号
- ピザッツ増刊スペシャル - 八〇一 九月号ブレイクマックス 名 二三五六 - 七/三〇

青森県告示第五百五十二号

三八八二-〇九

若生出版

課祉 課同・

:

:

=

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十六年八月二十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

| んビル合 スパー名 あサー リーシ | 会人社 廷寿福祉 祖法 | 株 護 サポー ト イ ト | 名称 | 居宅介 |
|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------|----------------|
| 二の一〇 田字市子巻目一 八戸市大字新井 | 五七の七大字泊字村ノ内内 | 北二丁目六の三北二丁目六の三 | 所の所在地 主たる事務 | 護事業者 |
| 貸福 与祉 用 具 | " | 訪問介護 | 0 | 居居 養宅 の護 |
| んビルバー 合名 おいバー かサー り | 尚 イルパー ション | 弘前事業所 バンドーケ | 名称 | 居宅介 |
| 六字八森平一の八戸市大字新井 | 三九五 大字泊字川原 一 大字前字 川原 一 | 三丁目一の二五 | 所 在 地 | 護事業所 |
| 一六 七 | " | 三平 ・成 ぐ | 年月日 | 指定 |

平成十六年八月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

サービス みおかた ア 松活特 福動定 祉法人 ス 双利 会福ケ沢町は 活協同組合 組合 組合 活協同組合 組合 組合 議社 後家屋敷九の四 町大字舞戸町字 四津軽郡鰺ケ沢 久保四の一 字角柄折字餅粟 三戸郡階上町大 一七五の一名 字奥野四三四 字奥野四三四(岡町 の町 の町 活型痴 介共呆 護同対 生応 管居 理 指 導 養 訪問看護 通所介護 11 の I グ 家ムルー え こしホ 住ホ会会鰺 宅ーグ福ケ ムル社沢 安ー協町 心プ議社 臥 キセン ター レ ョ護協 ンテーシ シ ラ ッ協立クリニ 字奥野四三四 字奥野四三四 前町西 別田三七の三町大字種里町字四津軽郡鰺ケ沢 野町 の町 粟大 の町 굯 콧 示 콧 콧 땓 ÷ ふ ÷ **小** 五. ナレ

青森県告示第五百五十三号

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの で 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、 同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年八月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

| 一 六 | 三九五 大字泊字川原一 ト北郡六ケ所村 | 業者尚祐の里居宅介護支援事 | 五七の七大字泊字村ノ内 | 延寿福祉会人 |
|---------------------|---------------------------|----------------|----------------------------|--------|
| " | 二 字奥野四三四の 青森市大字浦町 | 業所 協立クリニック | 二 字奥野四三四の 三四の 三四の | 協同組合生活 |
| 宗平 ・成 ・介 一 | 目七の四青森市橋本一丁 | 護支援センター渡辺病院居宅介 | 目七の四青森市橋本一丁 | 会療法人厚生 |
| 年月日 | 所 在 地 | 名称 | 所 在 地主たる事務所の | 名称 |
| | 又援事業所 | 居宅介護支 | 支援事業者 | 居宅介護 |

公

告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、 大規模小売店舗立地法 同条第六項の規定により次のとおり公告する。 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成十六年八月二十七日

青森県知

事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

県庁生協つくだ店

青森市中佃二丁目一九の二三

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森市長島一丁目一の 青森県庁消費生活協同組合

理事長 井筒智義

意見の概要

Ξ

県の意見なし

兀

意見書の縦覧

1 場所

2

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

3 時間

平成十 期間

六年八月二十七日から同年九月二十七日まで

午前 八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 青森市役所にあっては、 その執務時間内とする。

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

青森市浜田土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定により、 同条第四項の規定に

五

六

号外第二七号 平成二・ 手三

訓令甲

第七号

九

上

ら後 ろ 三か

> _ と し 、

同二の

下

六

Л

第三十九条第一項の

発発

行年月

号日

X

分

番

号

ページ

段

行

誤

第2371号

より次のとおり公告する。

平成十六年八月二十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森市浜田土

青森市浜田土地区画整理組合

事業施行期間

青森市大字浜田字板橋、同大字字豊田、同大字字玉川、大字浦町字奥野、三 施行地区

平成八年一月二十六日から平成十八年三月三十一日まで

四 事務所の所在地

野字若宮、同大字字前田及び大字荒川字成瀬、同大字字藤戸の各一部

大字大

青森市大字大野字若宮一六〇の二

平成八年一月十七日設立認可の年月日

平成八月一月二十六日から平成十八年三月三十一日までに変更事業施行期間(平成八年一月二十六日から平成十七年三月三十一日までを変更内容)

平成十六年八月二十日

七

変更認可の年月日

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、

都市計画法

(昭和四十三年法律

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年八月二十七日

青森県知事 三 村、年八月二十七日

申

吾

正

誤

事課

人

二 第三十九条第一項の 課長専決事項の欄に次のように加える。 別表第一障害福祉課の項の第一号の八とし、同八の 正

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

原 東奥印刷株式会社 青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 (印刷所・販売人)

在 定価小口一枚二付十五円一銭号 年週月・水・金曜日発行

| | 第二三五七号 | | | | |
|----------------------------------|-------------------|----------------------|---|--|--|
| | 告 | | | | |
| | 示 | | | | |
| | 号第 五 一 | | | | |
| | = | | | | |
| = | _ | 号 ページ | | | |
| 上 | ٦ | 段 | | | |
| 九 | ら後 ろ 四か | ら後 一ろ 七か | 行 | | |
| 省略し、その図面及び関係書類を(「次の図」及び「次のとおり」は、 | の九七の九九五の九六、六九五の九七 | の九七の九九五の九六、六九五の九七 | 誤 | | |
| 関係書類を (「次のとおり」は、省略し、その | の九七の九六、六九六の九六、六九六 | の九七の九六、六九六の九六、六九六の九七 | 正 | | |

林

政

課